

B 1 - 3 0
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . B 1 - 4 - 0
鹿 生 企 第 3 0 3 3 号
令 和 7 年 3 月 2 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担当	犯 罪 抑 止 対 策 係	Tel. XXXXXXXXXX

自転車防犯登録の運用要領について（通達）

自転車防犯登録は、これまで「自転車防犯登録の運用要領について（通達）」（令和6年1月15日付け鹿生企第12号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、自転車防犯登録に係る業務について、別添のとおり「鹿児島県警察自転車防犯登録運用要領」を一部改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年4月1日から施行し、旧通達は令和7年3月31日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察自転車防犯登録運用要領

第1 趣旨

この要領は、鹿児島県警察における自転車の防犯登録（以下「防犯登録」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

防犯登録に関する業務については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号。以下「法律」という。）及び「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則」（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 防犯登録所

法律第12条第3項の規定により、自転車防犯登録業務の取扱いについて、鹿児島県公安委員会の指定を受けた公益財団法人鹿児島県防犯協会（以下「県防犯協会」という。）から防犯登録に係る業務の委託を受けた自転車販売店及び地区防犯協会をいう。

2 登録カード

規則第2条第4項第2号の規定により、県防犯協会が定めた様式で、新規登録、変更登録又は削除登録するためのものをいう。

3 新規登録

自転車を利用する者の申出により、新たに自転車を購入した場合、中古品を譲り受けた場合等（新規登録後に規定の年数が経過して、登録が抹消された自転車を再登録する場合を含む。）に行う登録をいう。

4 変更登録

新規登録者又はこの者の同居親族（以下「新規登録者等」という。）の申出により、当該新規登録に係る登録事項（氏名、住所、登録カード作成年月日、登録番号その他の登録カードに記載すべき事項をいう。）のうち、氏名、住所又は電話番号を変更する場合に行う登録をいう。

5 削除登録

登録事項を抹消する場合に行う登録をいう。

6 管理システム

(1) 登録

警察共通基盤システムで運用する「自転車防犯登録情報等照会業務」であり、自転車防犯登録情報登録、盗品自転車手配情報登録、撤去自転車情報登録において、新規登録、変更登録、削除登録等を行うものをいう。

(2) 照会

警察共通基盤システムで運用する「自転車防犯登録情報等照会業務」であり、登録事項等のデータが記録され、所有者情報や盗品情報の照会検索等を行うものをいう。

第4 取扱業務

本要領で定める取扱業務は、管理システムに記録されたデータの変更登録又は削除登録の受理及び入力とする。

なお、自転車の所有者等から新規登録等に関する相談があった時は、自転車の現物確認、管理システムの照会検索等を行い、手続については、防犯登録所への引き継ぎを行う。

第5 受理要領

変更登録又は削除登録の申出を受けたときの受理要領は、次のとおりとする。

1 変更登録の受理要領

- (1) 変更登録の対象は、鹿児島県の防犯登録のみとする。
- (2) 変更登録の申出を受理した際は、登録カードを申出人に記入させ、同登録カードの3枚目（お客様用）を交付し、1、2枚目は地区防犯協会へ送付する。
- (3) 変更登録の内容は、氏名、住所又は電話番号とする。
- (4) 申出をすることができる者は、原則として新規登録者等とする。
ただし、申出者が同居していない親族の場合は、新規登録者等の同意を得た上で受理する。
- (5) 申出者の身分を確認するため、申出者に対し、身分を証明する書面の提示を求めるものとする。
- (6) 登録カード（登録済みの「お客様用」又は「登録所用」）又は自転車本体の防犯登録番号及び車体番号を目視確認の上、管理システムの照会検索で盗品照会を行うものとする。
- (7) 申出者に対し、変更登録の管理システムへの反映は、登録カード（1、2枚目）を地区防犯協会へ送付後以降になることを教示する。

2 削除登録の受理要領

- (1) 削除登録の申出を受理した際は、登録カードを申出人に記入させ、同登録カードの3枚目（お客様用）を交付し、1、2枚目は地区防犯協会へ送付する。
- (2) 申出をすることができる者は、原則として新規登録者等とする。
ただし、申出者が新規登録者等以外の者（他人が新規登録を受けた自転車利用もしくは処分をしようとする者等）の場合は、新規登録者等の同意を得た上で受理する。
- (3) 申出者の身分を確認するため、申出者に対し、身分を証明する書面の提示を求めるものとする。
- (4) 登録カード（登録済みの「お客様用」又は「登録所用」）又は自転車本体の防犯登録番号及び車体番号を目視確認の上、管理システムの照会検索で盗品照会を行うものとする。
- (5) 申出者に対し、削除登録の管理システムへの反映は、登録カード（1、2枚目）を地区防犯協会へ送付後以降になることを教示する。
- (6) 鹿児島県以外の都道府県の防犯登録については、申出者の身分確認、当該都道府県の登録カード又は自転車本体の防犯登録番号及び車体番号の目視確認を行った上で、管理システムの照会検索で盗品照会及び登録内容との照合を行った後、「自転車防犯登録（変更・削除）受付カード」（別記様式）（以下「受付カード」という。）を作成し、生活安全企画課犯罪抑止対策係（以下「本部担当係」という。）宛てにメールで送付する。

作成した受付カードは、本部担当係へメール送付後速やかに廃棄する。

第6 処理要領

- 1 本部担当係は、県防犯協会から送付を受けた新規・変更・削除登録のデータを受領した場合は、速やかに管理システムに入力する。
- 2 本部担当係は、前記第5の2の(6)により送付された「受付カード」を受領した場合は、速やかに当該都道府県警察へ削除登録の依頼を行う。

第7 留意事項

- 1 防犯登録は、自転車の盗難防止や盗難自転車の被害回復等に大きな効果をもたらすものであることから、自転車利用者等の理解を得て、防犯登録の推進に努め、地区防犯協会及び防犯登録所（登録取扱店）に対し、登録が円滑に実施されるように必要な指導・助言を行うことができる。
- 2 盗難の被害届、遺失届等の受理に際しては、管理システムの照会検索を活用することができる。ただし、その際は、相手方を確認し、プライバシーの保護に配慮して慎重に対応する。
- 3 本部担当係は、法律第6条第6項に基づき市町村から撤去した自転車等に関する資料の提供を求められた時は、管理システムの照会検索により必要事項のみを転記し、速やかに市町村へ提供する。
- 4 申出者から変更登録や削除登録の申出を受理し、管理システムの照会検索で盗品照会を行った際、盗品に該当した場合には、申出人に対し、自転車の入手経緯等について聴取するとともに、解除漏れでないか手配署へ確認を確実に実施する。

自転車防犯登録（変更・削除）受付カード

自 転 車	※登録カード又は自転車現物の目視確認
防犯登録	
車体番号	
塗 色	

申 出 者	
住 所	
氏 名	
電話番号	() ー
登録者との関係	本人，本人以外（ ） ※確認書面：マイナンバーカード・自動車運転免許証・パスポート その他（ ）～2種類以上で確認

変更事項	※変更する事項のみ記入
住 所	
氏 名	
電話番号	() ー

削除理由	廃棄・譲渡・その他（ ）
------	-----------------------------------

.....

受付日時 年 月 日 時 分
 受付者 署（担当係 ）
 氏名（ ） 警電番号（ ー ）